

矢作川沿岸地区  
明治導水路バイパス水路基本設計業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考											
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-4条</p> <p>(一般事項) 第1-5条</p> <p>(管理技術者) 第1-6条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下「測量共通仕様書」という。)及び「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、全体実施設計「矢作川沿岸地区」における明治導水路バイパス水路を対象に、測量及び基本設計を行うものである。</p> <p>本業務において対象とする明治導水路バイパス水路は、愛知県豊田市地内であり、図面に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。 なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。</p> <p>業務請負契約書、測量共通仕様書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1)測量作業規程第24条(基準点測量作業計画)、第51条(レベル等による水準測量作業計画)については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。 (2)測量予定線については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。 (3)作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。 (4)作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (5)受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="480 1890 1347 2067"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1890 778 1928">資 格</th> <th data-bbox="778 1890 986 1928">技術部門</th> <th data-bbox="986 1890 1347 1928">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1928 778 1995" rowspan="2">技術士</td> <td data-bbox="778 1928 986 1995">総合技術監理</td> <td data-bbox="986 1928 1347 1995">農業-農業土木又は農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1995 986 2033">農業</td> <td data-bbox="986 1995 1347 2033">農業土木又は農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 2033 778 2067">博士</td> <td data-bbox="778 2033 986 2067">農学</td> <td data-bbox="986 2033 1347 2067"></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木又は農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		
資 格	技術部門	選択科目											
技術士	総合技術監理	農業-農業土木又は農業農村工学											
	農業	農業土木又は農業農村工学											
博士	農学												

項 目	内 容			備 考														
(照査技術者) 第 1 - 7 条	シビルコンサルティ ングマネージャー	農業土木																
	1 照査技術者は、設計共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。																	
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">資 格</th> <th style="width:25%;">技術部門</th> <th style="width:50%;">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木又は農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木又は農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティ ングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業－農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティ ングマネージャー	農業土木	
	資 格	技術部門	選択科目															
	技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業－農業農村工学															
農業		農業土木又は農業農村工学																
博士	農学																	
シビルコンサルティ ングマネージャー	農業土木																	
2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。																		
3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。																		
(担当技術者) 第 1 - 8 条	担当技術者は、設計共通仕様書第 1-8 条によるものとする。																	
(配置技術者の確認) 第 1 - 9 条	設計共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成、設計共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																	
(保険加入) 第 1 - 10 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																	
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2 - 1 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事																	

項 目	内 容	備 考																									
<p>(参考図書) 第 2-2 条</p> <p>(貸与資料等) 第 2-3 条</p> <p>(参考資料及び貸与資料の取扱い) 第 2-4 条</p> <p>第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条</p> <p>(測量作業の留意点) 第 3-2 条</p>	<p>項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務を実施するに際し、貸与資料を熟読した上で実施するものとする。</p> <p>本業務の実施に当たって参考にする図書は、設計共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとし、これ以外の図書を参考とする場合は監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="480 517 1350 692"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> </tr> </tbody> </table> <p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは、監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="480 837 1350 1167"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名 称</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現況関係資料</td> <td>事業誌 (矢作川第二地区)</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">報告書</td> <td>平成 7 年度 新矢作川用水地区 上郷幹線水路地質調査業務</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 矢作川沿岸地区 施設計画等検討業務</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度 矢作川沿岸地区 事業計画書(案)作成業務</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他必要資料</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2-2 条、第 2-3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>本業務における作業項目及び数量は、「(別紙 2)作業項目内訳表」に示すとおりである。</p> <p>測量作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 なお、本測量成果の検定については、測量作業規程第 14 条を適用する。 (1) 線形決定</p>	番号	名 称	発行所	1	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	2	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会	分類	名 称	数量	現況関係資料	事業誌 (矢作川第二地区)	1 式	報告書	平成 7 年度 新矢作川用水地区 上郷幹線水路地質調査業務	1 式	令和元年度 矢作川沿岸地区 施設計画等検討業務	1 式	令和 6 年度 矢作川沿岸地区 事業計画書(案)作成業務	1 式	その他	その他必要資料	1 式	
番号	名 称	発行所																									
1	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社) 農業農村工学会																									
2	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会																									
分類	名 称	数量																									
現況関係資料	事業誌 (矢作川第二地区)	1 式																									
報告書	平成 7 年度 新矢作川用水地区 上郷幹線水路地質調査業務	1 式																									
	令和元年度 矢作川沿岸地区 施設計画等検討業務	1 式																									
	令和 6 年度 矢作川沿岸地区 事業計画書(案)作成業務	1 式																									
その他	その他必要資料	1 式																									

項 目	内 容	備 考
<p>(設計作業の留意点) 第3-3条</p>	<p>ア 計画路線の始点及び終点は、監督職員が現地で指示するものとする。</p> <p>イ 線形は、地形図(1/500)上に路線選定で検討した資料を基に記入し、監督職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>ウ 決定した線形について、曲線要素、条件とすべき点を勘案し、線形計算を行うものとする。</p> <p>(2)中心線測量</p> <p>ア 中心杭の間隔は、原則として20m間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。</p> <p>イ 杭打ちが不可能な所では、固定物に打鍼等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。</p> <p>(3)仮BM設置測量</p> <p>仮BMの設置は、監督職員の指示により行うものとする。</p> <p>(4)縦断測量</p> <p>縦断面図の縮尺は、縦S=1/100、横S=1/500とする。</p> <p>(5)横断測量</p> <p>ア 中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、監督職員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。</p> <p>イ 横断測量の縮尺はS=1/100とする。</p> <p>(6)現地測量</p> <p>現地測量の地図情報レベルは500とする。</p> <p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1)設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2)電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3)第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4)施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(5)当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、<a href="https://www.nn-techinfo.jp">https://www.nn-techinfo.jp</a>を参照。</li> <li>・新技術情報システム(NETIS)は <a href="https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS">https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS</a>を参照。</li> </ul> <p>(6)数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。</p> <p>なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(業務写真における            黑板情報の電子            化)            第3-4条</p>	<p>監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「工事工種の体系化」は  <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/</a>を参            照。</li> </ul> <p>(7) 路線、構造、施工方式等の検討に当たっては、道路管理者、            ガス会社、市上下水道部局等の関係機関と発注者間の意見を踏            まえて決定を行うことに留意する。</p> <p>(8) 耐震性能照査に用いるボーリングデータは、「平成7年度新            矢作川用水地区 上郷幹線水路地質調査業務」の調査結果(孔            番 B7-上1)を使用することを想定している。なお、他地点のボ            ーリングデータを使用する場合は、事前に監督職員と協議する            ものとする。</p> <p>黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における            黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、            写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子            化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以            下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以            下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電            子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗            号リスト)」(URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記            載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するも            のを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するもの            とする。</p> <p>イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督            職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場            合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい            こととする。</p> <p>イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要            領(案)」によるものとする。</p> <p>なお、上記アに示す黑板情報の電子的記入については、「電            子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真            編集」には該当しないものとする。</p> <p>ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込            んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品</p> <p>受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完            了時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時に  <a href="https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html">URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)</a>            のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシ</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>システム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> <p>設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ (基本条件整理の段階) 第3回 中間打合せ (計画・設計の検討段階) 第4回 中間打合せ (施工計画立案の段階) 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>	
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p>	<p>成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体(CD-R等)正副2部 (2) 成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p>	
<p>(成果物の提出先) 第5-2条</p>	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番 (安田庁舎) 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所</p>	
<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他</p>	
<p>第7章 業務スライドの試行</p>		

項 目	内 容	備 考
<p>(業務スライドの 試行) 第7-1条</p> <p>第8章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第8-1条</p>	<p>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。</p> <p>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

(別紙1)  
対象施設

施設項目	構造形式等	数量
明治導水路バイパス水路	<p>【計画】</p> <p>パイプライン L=539.183m 管種・管径 DCIP φ900 通水量 1.34m<sup>3</sup>/s</p> <p>附帯構造物</p> <p>流量計室 制水弁室 (φ900 バタフライ弁含む) 明治本流分流工 (取入工) 上郷幹線合流工 (流入工)</p>	<p>1式</p> <p>1箇所 1箇所 1箇所 1箇所</p>

(別紙2)

作業項目内訳表

I. 測量

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 基準点測量			
1-1. 3級基準点測量	現地測量及び路線測量を行うため、3級基準点測量を実施する。	4点	
1-2. 4級基準点測量	現地測量及び路線測量を行うため、4級基準点測量を実施する。	8点	
2. 水準測量	路線測量を行うため、3級水準測量を実施する。	0.6 km	
3. 路線測量			
3-1. 作業計画	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1業務	
3-2. 現地踏査	路線選定のための現地踏査を実施する。	0.54 km	
3-3. 線形決定	上記3-1の作業等を踏まえ路線選定を行い、線形決定を行う。	0.54 km	
3-4. IP設置測量	上記3-2の作業に基づき、IP設置測量を行う。	0.54 km	
3-5. 中心線測量	上記3-2の作業に基づき、中心線測量を行う。なお、測量間隔は20mを想定している。	0.54 km	
3-6. 仮BM設置	上記3-2の作業に基づき、仮BM設置を行う。	0.54 km	
3-7. 縦断測量	上記3-4の作業に基づき、縦断測量を行う。	0.54 km	
3-8. 横断測量	上記3-4の作業に基づき、横断測量を行う。なお、測点間隔は20m、幅は中心線より左右各々25mを想定している。	0.54 km	
4. 現地測量	南部幹線バイパス水路の設計・施工に必要な現地測量を実施する。	0.027 km <sup>2</sup>	

II. 基本設計 パイプライン

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 現地調査	基本設計に必要な調査を行う。	1式	
2. 資料の検討	基本設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1式	
3. 設計計画	過年度の整備構想を基に、明治導水路改修時の仮廻し水路として造成する明治導水路バイパス水路(以下「バイパス水路」という。)の設計計画を作成する。 (参考:明治導水路対岸の明治本流を經由して、近接する上郷幹線水路と接続するバイパス水路を設置する。)		
3-1. 基本条件の検討	概略実測資料に基づく水理構造設計の基本条件を決定する。	1式	
3-2. 管種、管径の検討	管種、管径について比較検討を行う。	1式	
3-3. 流量管理方法の検討	流量管理のため設置する流量計の位置・種類・構造、監視方法について検討を行う。	1式	

作業項目	作業内容	数量	備考									
3-4. 排水施設、排水方法の検討	バイパス水路の通水再開時の滞留水の排水施設や排水方法、構造の検討と緊急時の通水方法などを検討する。	1式										
4. 水理計算	標準断面による概略水理計算及び概略水理縦断面図を作成する。	1式										
5. 構造検討												
5-1. 耐震性能照査	<p>1) 対象地震動データの作成</p> <p>構造計算に必要なレベル2地震動について、タイプⅠ、タイプⅡともに新たにデータ作成を行うものとする。使用するレベル2地震動は「工学的基盤における非定常地震動の統計的予測プログラム (EMPR)」により求められた工学的基盤波を使用するものとし、地震力の設定については、「周波数依存性を考慮した等価ひずみによる地盤の地震応答解析プログラム (FDEL)」により求められたものとする。</p> <p>【想定データ数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">レベル2地震動</th> <th>データ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプⅠ</td> <td>東海・東南海・南海連動型</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>タイプⅡ</td> <td>猿投－高浜断層帯</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 耐震性能照査</p> <p>上記1)地震動の検討で設定した地震動を用いて、耐震性能照査を実施する。</p> <p>なお、照査手法は応答変位法によるものとする。</p>	レベル2地震動		データ数	タイプⅠ	東海・東南海・南海連動型	1	タイプⅡ	猿投－高浜断層帯	1	1式	
レベル2地震動		データ数										
タイプⅠ	東海・東南海・南海連動型	1										
タイプⅡ	猿投－高浜断層帯	1										
5-2. 液状化の判定	バイパス水路について、近傍で実施された地質調査結果をもとに液状化の判定を行う。	1式										
5-3. 構造計算	水路標準断面について、各条件における構造計算を行う。	1式										
5-4. 構造図作成	各タイプの標準断面図を作成する。	1式										
6. 附帯構造物構造計算												
6-1. 附帯構造物の検討	附帯構造物の型式及び規模の検討を行う。	1式										
6-2. 構造計算	附帯構造物の構造計算を行い、構造を決定する。	1式										
6-3. 附帯施設構造図作成	附帯構造物の構造一般図を作成する。	1式										
7. 平面縦断面図作成	平面縦断面図に管径、管種区分、附帯工等を記入する。	1式										
8. 土工図作成	バイパス水路及び附帯構造物の標準断面図を活用した土工横断面図を作成し、切盛土量を表示する。	1式										

作業項目	作業内容	数量	備考
9. 数量計算	バイパス水路及び附帯構造物の積算に必要な土工、コンクリート、鉄筋、型枠、管等の概略数量計算をする。	1式	
10. 施工計画	工程計画、施工順序、施工方法、仮設計画等の基本骨子を作成する。	1式	
11. 概算工事費積算	主要単価を作成し、概算工事費を算定する。	1式	
12. 総合検討	上記作業について総合的な検討を行い、今後の作業についてコメントを付記する。	1式	
13. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	
14. 点検取りまとめ	水理・構造計算、図面の点検、数量計算の主要部分の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	1式	